

議事要旨

1 定時審査の在り方について

(1) 委員の意見について

- ・ 定時審査の際に法務省から提出される全検察官の名簿には、現行の運営細則上、①長期病気休暇取得者、②過去5年間に能力評価が2回以上Dである者、③過去5年間に2回以上直接責任による懲戒処分を受けた者に加え、④「事務処理の状況、勤務態度、言動その他の事情に照らし、その適格性に疑いがあると認められる」者を付記することとされているが、④は基準として抽象的かつ曖昧であり、他方、無罪事件は国民の日常生活に大きな影響を与えるものであるから、④を改め、起訴されたものの無罪となった事件に関与した検察官を名簿に付記することとし、それによるスクリーニングを行うべきであるとする意見があった。
- ・ 他方で、有罪・無罪は裁判所が判断する事項である上、「疑わしきは罰せず」との原則の下で、無罪の理由には様々なものがあり、経済事件や特捜部が取り扱う事件には評価により無罪とされる事件も少なくないが、それにもかかわらず、起訴した事件が無罪となったことを一律にスクリーニングの基準とすると、起訴したら全部有罪でなければならないというに等しい基準を設けることとなって問題があるし、検察官の職務に対する萎縮効果も大きいなどとする反対意見があった。
- ・ また、無罪事件により一律にスクリーニングをすることとすると、検察官としては、無罪判決の確定を避けるため、第一審で無罪判決を受けても必ず上訴することとならないか懸念されるとの意見や、逆に、検察官が確実に有罪となる事件しか起訴しなくなり、公判廷での真相解明が図られなくなる懸念があるとの意見もあった。
- ・ 検察官の事件に対する関与の在り方は、起訴検事、決裁官、各審級の公判立会検事など様々であり、それらを一律に対象とすることが適切か疑問があるとの意見があった。
- ・ 無罪事件において検察官に違法不当な行為があったのであれば、前記②③などの基準に該当するなど、法務・検察当局において適切な措置が採られるはずであるし、そうでなくても、当該事件の関係者からの申出を受けて随時審査を開始するか否かを審議することとなると思われることから、無罪事件で問題があるものについては随時審査の方で検討すればよいとの意見があった。
- ・ 無罪事件をスクリーニングの基準の一つとした場合、それに関与した検察官全員の適格性を審査するためには、年間100件近い無罪事件の全てについて、一件ずつ立ち入った調査が必要になるが、それは現実的でないと意見があった。
- ・ 現行の運営細則における前記①から④は、検察庁法第23条の文言に即し

て設けられた基準であると考えられ、④のバスケットクローズを設けておく意義があるとの意見があった。

- ・ 前記④の基準が細則制定時の意図どおり運用されているか確認する必要があるとの意見があった。

(2) 協議結果

協議の結果、現段階では、運営細則を改正して定時審査の在り方を見直す必要はないものとされた。

2 審査の申出があった事案等について

(1) 継続案件について

前々回の審査会からの継続案件2件（被申出等検察官数2人）について、審査会の職権による随時審査に付すべきか否かにつき審議が行われ、うち1件（同1人）については、採決の結果、賛成多数により、他の1件（同1人）については委員全員の一致により、いずれも審議を終了し、随時審査の開始決定をしないこととされた。

(2) 新規案件について

審査会に対する申出があった新規事案7件（被申出検察官数10人）について、審査会の職権による随時審査に付すべきか否かにつき審議が行われ、うち5件（同8人）については、委員全員の一致により、いずれも随時審査の開始決定をしないこととされた。

他の2件（同2人）については、委員らから更なる事実関係の調査を求める意見等があり、継続審議とされた。

(3) その他

- ・ 審査会に対する申出があった事案の調査方法について、申出人からも直接事情を聴取すべきであるとする意見があった一方、申出人からの聴取については、関係事件の訴訟係属状況や必要性の程度を踏まえて慎重に判断すべきとの意見もあった。
- ・ 関係事件における裁判所の決定など重要な資料については、庶務担当が要約するのではなく、原資料の内容を委員が把握できるようにした上で、それに基づいて審議を行うべきであるとの意見があった。

3 その他

審査会の開催頻度について、より高めるべきであるとする意見があった。